

(目的)

第1条 県庁舎等再整備基本計画（以下「基本計画」という。）について、有識者等の意見を聴取するため、「県庁舎等再整備基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)基本計画に関すること
- (2)その他基本計画の策定に必要な事項に関すること

(運営)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会の開催に係る委員の招集は委員長が行う。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員会の議事を進行するため、委員の互選により、委員長を選任する。委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができない場合で、前条各号に掲げる事項の検討を進める必要があると委員長が認めるときは、委員会の開催に代え、持回りその他の方法により検討事項の検討を行うことができる。

(部会の開催)

第4条 委員会の検討事項の一部を検討させるため、部会を開催することができる。

- 2 県民会館部会は別表2に定める委員、専門部会は別表3に定める委員をもって構成する。
- 3 部会の議事を進行するため、部会委員の互選により、部会長を選任する。
- 4 部会の運営については、第3条第2項から第7項までの規定を準用する。

(謝金及び旅費)

第5条 委員（県の職員である委員を除く）又は委員の代理人が、委員会又は部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年12月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行日以降最初に開かれる会議は、第3条第2項の規定にかかわらず、兵庫県会計管理者が招集する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、県庁舎等再整備基本計画策定日をもって、その効力を失う。
- 3 令和元年11月1日以降最初に開かれる専門部会は、第3条第2項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表1（第3条関係）

（五十音順）

氏名	役職
今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
今西 正男	神戸市副市長
上村 敏之	関西学院大学学長補佐・経済学部教授
柏木 浩一	（有）アビタ代表取締役副社長
齊木 崇人	神戸芸術工科大学学長
多田 真規子	西日本旅客鉄道（株）近畿総括本部副本部長兼神戸支社長
中瀬 勲	県立淡路景観園芸学校学校長 兼 県立人と自然の博物館館長
中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
春名 哲夫	兵庫県議会副議長
三上 喜美男	（株）神戸新聞社論説委員長
安田 丑作	神戸大学名誉教授

別表2（第4条関係）

（五十音順）

氏名	役職
上村 敏之	関西学院大学学長補佐・経済学部教授
奥村 和恵	多可町文化会館ベルディーホール顧問
柏木 浩一	（有）アビタ代表取締役副社長
藤田 佳代	兵庫県洋舞家協会顧問
宮本 慶子	兵庫県音楽活動推進会議代表
山本 亮三	（公財）兵庫県芸術文化協会理事長

別表3（第4条関係）

（五十音順）

氏名	役職
今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
上村 敏之	関西学院大学学長補佐・経済学部教授
柏木 浩一	（有）アビタ代表取締役副社長
齊木 崇人	神戸芸術工科大学学長
中瀬 勲	県立淡路景観園芸学校学校長 兼 県立人と自然の博物館館長
安田 丑作	神戸大学名誉教授